

○福島県老人福祉法施行細則

平成五年三月三十一日

福島県規則第二十八号

福島県老人福祉法施行細則をここに公布する。

福島県老人福祉法施行細則

(趣旨)

第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）の施行については、法、老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）及び老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(老人居宅生活支援事業開始届)

第二条 法第十四条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（様式第一号）によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第三条 法第十四条の二の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（様式第二号）によらなければならない。

(平一二規則一二五・一部改正)

(老人居宅生活支援事業廃止（休止）届)

第四条 法第十四条の三の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式第三号）によらなければならない。

(平一二規則一二五・一部改正)

(老人デイサービスセンター等設置届)

第五条 法第十五条第二項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届（様式第四号）によらなければならない。

(老人デイサービスセンター等事業変更届)

第六条 法第十五条の二第一項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等事業変更届（様式第五号）によらなければならない。

(平一二規則一二五・一部改正)

(老人デイサービスセンター等廃止（休止）届)

第七条 法第十六条第一項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（様式第六号）によらなければならない。

(老人ホーム設置届等)

第八条 法第十五条第三項の規定による届出は、養護老人ホーム設置届(様式第七号)又は特別養護老人ホーム設置届(様式第七号の二)によらなければならない。

2 施行規則第三条第一項に規定する申請書は、養護老人ホーム設置認可申請書(様式第八号)又は特別養護老人ホーム設置認可申請書(様式第九号)とする。

(平一二規則一二五・一部改正)

(老人ホーム事業変更届)

第九条 法第十五条の二第二項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届(様式第十号)によらなければならない。

(平一二規則一二五・一部改正)

(老人ホーム事業廃止(休止)届等)

第十条 法第十六条第二項の規定による届出は、老人ホーム/廃止(休止)/入所定員減少(増加)/届(様式第十一号)によらなければならない。

2 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、老人ホーム/廃止(休止)/入所定員減少(増加)/認可申請書(様式第十二号)によらなければならない。

(平一二規則一二五・一部改正)

(改善命令に係る措置結果報告書)

第十一条 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者は、法第十九条第一項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとった措置について措置結果報告書(様式第十三号)により、その命令を受けた日から三十日以内に、知事に報告しなければならない。

(平二〇規則三一・一部改正)

(軽費老人ホーム設置届等)

第十二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届(様式第十四号)によらなければならない。

2 社会福祉法第六十二条第二項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書(様式第十五号)によらなければならない。

(平一二規則一四三・一部改正)

(軽費老人ホーム事業変更届等)

第十三条 社会福祉法第六十三条第一項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出

は、軽費老人ホーム事業変更届（様式第十六号）によらなければならない。

- 2 社会福祉法第六十三条第二項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書（様式第十七号）によらなければならない。

（平一二規則一四三・一部改正）

（軽費老人ホーム廃止届）

第十四条 社会福祉法第六十四条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届（様式第十八号）によらなければならない。

（平一二規則一四三・一部改正）

（老人福祉センター事業開始届等）

第十五条 社会福祉法第六十九条第一項の規定による老人福祉センターの事業の開始の届出は、老人福祉センター事業開始届（様式第十九号）によらなければならない。

- 2 社会福祉法第六十九条第二項の規定による老人福祉センターに係る変更又は老人福祉センターの廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届（様式第二十号）又は老人福祉センター廃止届（様式第二十一号）によらなければならない。

（平一二規則一四三・一部改正）

（準用）

第十六条 第十一条の規定は、市町村、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第七十一条の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合について準用する。

（平一二規則一四三・一部改正）

（有料老人ホーム設置届等）

第十七条 法第二十九条第一項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届（様式第二十二号）によるものとする。

- 2 法第二十九条第二項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届（様式第二十三号）によるものとする。
- 3 法第二十九条第三項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止（休止）届（様式第二十四号）によるものとする。

（平二一規則一三・一部改正）

附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 福島県老人福祉法施行細則（昭和三十九年福島県規則第十五号）は、廃止する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

福島県知事

事業経営者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人居宅生活支援事業開始届

老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 届出者の登記事項証明書又は条例
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名
- 6 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称も記載すること。)
- 7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)
- 8 事業開始の予定年月日

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

福島県知事

事業経営者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人居宅生活支援事業変更届

老人居宅生活支援事業について届け出た事項を変更したので、老人福祉法第14条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類
- 2 変更の事項
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

福島県知事

事業経営者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人居宅生活支援事業廃止(休止)届

老人居宅生活支援事業を廃止(休止)したいので、老人福祉法第14条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 廃止(休止)しようとする年月日(休止の場合は、休止の予定期間も記載すること。)
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人デイサービスセンター等設置届

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設・老人介護支援センター)を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 施設の長の氏名
- 5 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称も記載すること。)
- 6 入所定員(老人短期入所施設を設置する場合に限る。)
- 7 事業開始の予定年月日

備考 登記事項証明書を添付すること(市町村以外の者に限る。)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人デイサービスセンター等事業変更届

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設・老人介護支援センター)の設置について届け出た事項を変更したので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 変更の事項
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人デイサービスセンター等廃止(休止)届

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設・老人介護支援センター)を廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 廃止(休止)しようとする年月日(休止の場合は、休止の予定期間も記載すること。)
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

市(町村)長

養護老人ホーム設置届

養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員(施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士)の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (4) 協力医療機関を確認できる書類
- (5) 条例その他の諸規程
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

様式第7号の2(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

市(町村)長

特別養護老人ホーム設置届

特別養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条、第34条又は第45条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項(第42条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(第27条第6項(第42条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関がある場合は、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も記載すること。)
- 7 施設の長その他主な職員(施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士)の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (4) 協力医療機関を確認できる書類(協力歯科医療機関がある場合は、これを確認できる書類も添付すること。)
- (5) 条例その他の諸規程
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

養護老人ホーム設置認可申請書

養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員(施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士)の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (5) 協力医療機関を確認できる書類
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

特別養護老人ホーム設置認可申請書

特別養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条、第34条又は第45条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項（第42条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（第27条第6項（第42条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関がある場合は、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も記載すること。）
- 7 施設の長その他主な職員（施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士）の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (5) 協力医療機関を確認できる書類（協力歯科医療機関がある場合は、これを確認できる書類も添付すること。）
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

老人ホーム事業変更届

を変更したいので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地の変更
 - (1) 変更後の名称及び所在地
 - (2) 変更予定年月日
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更
 - (1) 変更の内容
 - (2) 変更予定年月日
- 3 施設の運営の方針の変更
 - (1) 変更の内容
 - (2) 変更予定年月日

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 理事会議事録の写し
 - (2) 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更の場合にあつては、平面図、設備の明細書及び各室面積表
- 2 変更の項目に応じ適宜記載すること。

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

福島県知事

市(町村)長

老人ホーム 廃止(休止)届
入所定員減少(増加)

養護(特別養護)老人ホームについて廃止(休止・入所定員を減少・入所定員を増加)したいので、老人福祉法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称、種類及び所在地

2 廃止

- (1) 廃止しようとする年月日
- (2) 廃止する理由
- (3) 現に入所している者に対する措置

3 休止

- (1) 休止しようとする年月日
- (2) 休止する理由
- (3) 現に入所している者に対する措置
- (4) 休止の予定期間

4 入所定員の減少

- (1) 減少しようとする年月日
- (2) 減少後の入所定員 人(現在の入所定員 人)
- (3) 減少する理由
- (4) 現に入所している者に対する措置

5 入所定員の増加

- (1) 増加しようとする年月日
- (2) 増加後の入所定員 人(現在の入所定員 人)
- (3) 増加する理由

備考

- 1 条例の議決書の写しを添付すること。
- 2 2から5までは、項目に応じ適宜記載すること。

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

老人ホーム 廃止(休止)
入所定員減少(増加) 認可申請書

老人福祉法第16条第3項の規定により、養護(特別養護)老人ホームについて廃止(休止・入所定員減少・入所定員増加)の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
 - 2 廃止
 - (1) 廃止する理由
 - (2) 現に入所している者に対する措置
 - 3 休止
 - (1) 休止する理由
 - (2) 現に入所している者に対する措置
 - (3) 休止の予定期間
 - 4 入所定員の減少
 - (1) 減少しようとする時期
 - (2) 減少後の入所定員 人(現在の入所定員 人)
 - (3) 減少する理由
 - (4) 現に入所している者に対する措置
 - 5 入所定員の増加
 - (1) 増加しようとする年月日
 - (2) 増加後の入所定員 人(現在の入所定員 人)
 - (3) 増加する理由
- 備考
- 1 理事会議事録の写しを添付すること。
 - 2 2から5までは、項目に応じ適宜記載すること。

様式第13号(第11条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

措置結果報告書

年 月 日付け 第 号をもって当施設の改善命令を受けましたが、下記のとおり措置しました。

記

- 1 施設の名称及び種類
- 2 命令を受けた事項
- 3 当該命令によりとった措置の状況

様式第14号(第12条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

軽費老人ホーム設置届

軽費老人ホームを設置したいので、社会福祉法第62条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
- 5 事業開始の予定年月日
- 6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 7 利用者に対する処遇の方法

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (2) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(登記事項証明書等)
- (3) 医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可証の写し

様式第15号(第12条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

軽費老人ホーム設置許可申請書

軽費老人ホームを設置経営したいので、社会福祉法第62条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 3 定款その他の基本約款
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
- 5 事業開始の予定年月日
- 6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 7 利用者に対する処遇の方法
- 8 当該事業を運営するための財源の調達及びその管理の方法
- 9 施設の管理者の資産状況
- 10 建物その他の設備の使用の権限
- 11 経理の方針
- 12 事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (2) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(登記事項証明書等)
- (3) 医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可証の写し

様式第16号(第13条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

軽費老人ホーム事業変更届

軽費老人ホームについて届け出た事項を変更したので、社会福祉法第63条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更した事項
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更年月日

様式第17号(第13条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

軽費老人ホーム事業変更許可申請書

軽費老人ホームの許可に係る事項を変更したいので、社会福祉法第63条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更を要する事項
ア 変更前
イ 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

様式第18号(第14条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

軽費老人ホーム廃止届

軽費老人ホームを廃止したいので、社会福祉法第64条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 廃止の理由
- 4 現に入所している者に対する措置
- 5 廃止予定年月日

様式第19号(第15条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人福祉センター事業開始届

老人福祉センターの事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 事業の内容
- 4 条例、定款その他の基本約款
- 5 事業開始年月日

備考 施設設置者と経営者が異なる場合にあつては、事業委託契約書の写し等を添付すること。

様式第20号(第15条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人福祉センター事業変更届

老人福祉センターについて届け出た事項を変更したので、社会福祉法第69条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更した事項
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更年月日

様式第21号(第15条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人福祉センター廃止届

老人福祉センターを廃止したので、社会福祉法第69条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日

様式第22号(第17条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

有料老人ホーム設置届

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与される介護等の内容
- 6 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 7 施設の運営の方針
- 8 入居定員及び居室数
- 9 職員の配置の計画
- 10 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 11 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- 12 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 13 長期の収支計画

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類(登記事項証明書等)
- (4) 施設の位置図、配置図、平面図及び立面図
- (5) 設置予定者の直近の事業年度の決算書
- (6) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- (7) 一時金返還に関する契約内容が確認できる書類
- (8) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (9) 施設建設に係る見積額が確認できる書類
- (10) 事業に係る資金の調達方法が確認できる書類

様式第23号(第17条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

有料老人ホーム事業変更届

有料老人ホームについて届け出た事項を変更したので、老人福祉法第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更した事項
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更年月日

様式第24号(第17条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

有料老人ホーム廃止(休止)届

有料老人ホームを廃止したい(休止したい)ので、老人福祉法第29条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 現に入居している者に対する措置
- 5 廃止しよう(休止しよう)とする年月日(休止の場合は、休止の期間も記載すること。)

附 則（平成六年規則第一〇二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている請求書、申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づき提出された請求書、申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第一七号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号。以下「新法」という。）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第一〇四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五二号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届及び申請書とみなす。

附 則（平成二〇年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一三号）

- 1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県老人福祉法施行細則第十七条第三項及び様式第二十四号の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年規則第六七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県老人福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による老人居宅生活支援事業開始届は、改正後の福島県老人福祉法施行細則様式第一号による老人居宅生活支援事業開始届とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年規則第四九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届及び申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県老人福祉法施行細則様式第二十二号による有料老人ホーム設置届は、改正後の福島県老人福祉法施行細則第二十二号による有料老人ホーム設置届とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県老人福祉法施行細則様式第二十二号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第七六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届、申請書及び報告書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届、申請書及び報告書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和六年規則第六二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届及び申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

（平7規則3・平12規則125・平17規則104・平18規則52・平24規則67・令2規則49・令3規則76・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平7規則3・平12規則125・令3規則76・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平12規則125・令3規則76・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（平6規則102・平7規則3・平17規則17・令2規則49・令3規則76・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平6規則102・平7規則3・平12規則125・令3規則76・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平6規則102・令3規則76・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（令2規則49・全改、令3規則76・一部改正）

様式第7号の2（第8条関係）

（令2規則49・全改、令3規則76・一部改正、令和6規則62・一部改正）

様式第8号（第8条関係）

（令2規則49・全改、令3規則76・一部改正）

様式第9号（第8条関係）

（令2規則49・全改、令3規則76・一部改正、令和6規則62・一部改正）

様式第10号（第9条関係）

（令2規則49・全改、令3規則76・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

（平12規則125・全改、令3規則76・一部改正）

様式第12号（第10条関係）

（平12規則125・全改、令3規則76・一部改正）

様式第13号（第11条関係）

（令3規則76・一部改正）

様式第14号（第12条関係）

(平12規則143・平17規則17・令3規則76・一部改正)

様式第15号 (第12条関係)

(平12規則143・平17規則17・令3規則76・一部改正)

様式第16号 (第13条関係)

(平12規則143・令3規則76・一部改正)

様式第17号 (第13条関係)

(平12規則143・令3規則76・一部改正)

様式第18号 (第14条関係)

(平12規則143・令3規則76・一部改正)

様式第19号 (第15条関係)

(平12規則143・令3規則76・一部改正)

様式第20号 (第15条関係)

(平12規則143・令3規則76・一部改正)

様式第21号 (第15条関係)

(平12規則143・令3規則76・一部改正)

様式第22号 (第17条関係)

(令3規則38・全改、令3規則76・一部改正)

様式第23号 (第17条関係)

(令3規則76・一部改正)

様式第24号 (第17条関係)

(平18規則52・平21規則13・令3規則76・一部改正)